

第六十一回 参議院 商工委員会 會議録 第十一号

昭和四十四年四月二十二日(火曜日) 午前十時十六分開会

委員の異動

四月十七日

内田 芳郎君

山本敏三郎君

井川 伊平君

塩出 啓典君

四月十八日

小山邦太郎君

柳田桃太郎君

四月二十一日

辞任 矢追 秀彦君

四月二十二日

辞任 二宮 文造君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

委員

補欠選任

田中 茂穂君

小山邦太郎君

柳田桃太郎君

二宮 文造君

補欠選任

山本敏三郎君

井川 伊平君

補欠選任

白木義一郎君

補欠選任

塩出 啓典君

八木 一郎君

川上 為治君

野木 亨弘君

土屋 義彦君

大矢 正君

赤間 文三君

井川 伊平君

大谷藤之助君

大谷 賢雄君

村上 春蔵君

山本敏三郎君

阿具根 登君

小柳 勇君

近藤 信一君

塩出 啓典君

白木義一郎君

瓜生 清君

須藤 五郎君

大平 正秀君

植木 光教君

高橋 淑郎君

小田橋貞寿君

吉本 実君

國務大臣

通商産業大臣

政府委員

通商産業政務次官

通商産業省 通商局長

通商産業省 通商局長

事務局 常任委員会専門員

説明員

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

労働省 職業安定局長

時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○瓜生清君 特設法に因連しなして若干お尋ねしたいと思ひます。

けさの新聞を見ますと、アメリカの商務長官がEEC諸国を回って輸入制限の問題についていろいろの動きをしております。日本にも五月十日過ぎに来るということが明らかになってございまして、アメリカの繊維品の輸入制限の動きについて、政府の得られる情報をできるだけ詳しくお聞きしたいと思います。

○政府委員(高橋淑郎君) いまお話のとおり、スタンズ商務長官はヨーロッパの主要国それからガット事務局その他を訪問中でございます。いろいろ通商、経済問題について話し合っております。いろいろございますが、その中でも繊維の問題についても話し合いを行なっております。五月十日にスタンズ長官は日本に参りまして、十二、十三日、日本の関係閣僚と経済問題、通商問題全般について話し合うという予定になっておりますが、繊維の問題についても当然議題になるであろう、そのように予想されております。いままでのところの状況は以上のとおりでございます。

○瓜生清君 この繊維製品の輸入制限の問題については、私昭和三十九年に岩佐ミッシンについてアメリカに行ったことがございますが、その後、昨年の臨時国会で予算委員会の総括質問でお尋ねしたことがあるのですけれども、一体そういうような問題がここ数年間続いておりますにもかかわらず、政府としてはどういう手をこれまで打ってこられたか、それをひとつ御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(高橋淑郎君) アメリカにおきます繊維の輸入制限の動きというのは非常に根深いもの

がございまして、綿製品の国際取りきめが結ばれますその前から強い動きがありまして、その後、毛製品についても制限をしようという動きがございましたが、これはわが国の関係業界の努力、それからまた政府と民間と一緒にしまして、その当を得ないということをよく先方に話しまして、この制限措置というものは阻止することができたわけでございますけれども、それにもかかわりませ

ず、依然として化繊それから毛製品に対する新たな輸入制限を行なおうと、その形は、相手国の自主規制あるいは国際取りきめに基づくものというふうな、いろいろの形が考えられますが、とにかく根強く輸入制限をやらうという動きがございまして、これに対して、いま申し上げましたように、従来から関係業界、それからまたお話をいたしましたように、日本とアメリカとの間ではいろいろな使節団の往来がございまして、そういう場、その他を通じて、経済的な根拠のない、こういう制限運動に対しては、ぜひそれを翻意してほしいということを繰り返して、また強く先方に要請をしております。

○瓜生清君 私はそのときに感じたんですが、結局アメリカの言う市場擾乱ということについてであります。何かこう繊維製品の輸出品というものはそうたいしたものじゃない、だけれどもある一定の地域に集中的に輸出されるのじゃないか、そういうような傾向があるのかないのか。またあるとすれば、通産省としてどういうような指導をいわゆる商社なり何なりにしておられるのか、その辺の事情を知らせてほしいと思ひます。

○政府委員(高橋淑郎君) 繊維品の輸出に限りませず、日本の輸出のビヘービアというものは秩序正しくやらなければならない、オーダーマーケットをやらなければならないかぬということ、こ

これはもう終始最高輸出会議あるいはその下部にあります。いろいろな輸出会議の場も通じて関係の方々に強く要請をしまして、それから過去の数字をずって見てまいりまして、日本の輸出品というのは価格も合理的な価格で品質もよいという、そういうゆえに輸出が伸びている、また相手国からもそうやって受け入れておられるという傾向が顕著にあらわれてきております。したがって、不当な価格で輸出するというようなことのないように、商社を中心にして自衛してやっておりますし、また、われわれは積極的にそういう方向で指導しているつもりでございます。

それからなお、アメリカに対しては繊維品の輸出が何か特定の地域にだけ集中して輸出されているという事実はないのか、このように考えます。

○瓜生清君 それでは次の問題に移りますが、紡績の構造改善の実施に、当初とだいぶズレがきているように思うのですけれども、現在の状況並びにいまのような状態をいくとも、最初きめられた五カ年計画というものが、はたして順調に達成されるのかどうか、見通しを聞きたいと思っております。

○政府委員(高橋淑郎君) 紡績の構造改善につきましては、三本の柱を立てて昭和四十六年度を目標に、たゞいままで鋭意努力をいたしてきております。

第一の柱は設備の近代化でございます。この近代化につきましては、むしろ当初基本計画策定の際に考えましたテンポよりも早いテンポで推移している、このように思っています。四十六年度の目標年次までには十分この基本計画どおり達成される、このように考えます。これに伴いまして生産能率についても大体順調に能率が上昇いたしております。御存じのように四十六年度の目標は一コリ当たり二・九人というところでございますが、大体達成される、このように考えております。

第二の柱は過剰紡績の計画的処理ということでございますが、この一括処理の規模は、基本計画をつくりましたときの目標に比べまして縮小を

いたしました。しかし百万錠を処理するという指示をいたしました。一律の廃棄分、いわゆるプロラタ分、それから任意処理分、合わせまして、約換算錠数で七十九万錠の処理を行なうとして、まあこういうスタップ・アンド・ビルドという方式を通じて、構造改善の基本的な目標である近代化推進という面においては効果をもたらしたものであらうと考えております。

それから第三の規模の適正化につきましては、これはおくれがあります。ただ、漸次規模適正化に対する業界の認識あるいはやらなければならぬという気運が出てまいりまして、現在までのところ五万錠以下の中小紡がグループを組まして、そうして規模の適正化をはかろうというところで、五グループ約五十万錠が結成をされております。なお目下準備中のものが二グループございます。四十四年度からこの中小紡のグループ化につきましては開帳からの融資も七・五%の特利を認められることになっておりますので、さらにこれを契機といたしまして中小紡業者のグループ化の一そうの促進というのを進めてまいりたい、このように考えております。

以上のような状況でございますので、いろいろとさらに努力をしなければなりませんけれども、五カ年計画を達成することは何とかしてやらなければならぬ、また、やり得るのではないかと、このように考えております。

○瓜生清君 そのことに関連してもう一つお伺いしたいのですが、たしか繊維工業審議会の構造改善の答申案の中に、なるべく近い機会に三交代操業——二十四時間ですね——という一項があったんです。私が、私も心が配るのは、確かにその設備を廃棄する、それから二錠に対して一錠の新鋭設備を設置することができると、こういうことになると、言うならば繊維の不況というのとはよくならず、言うならば繊維の不況というのとはよくならず、言っておるわけですから、結局フル操業をやら

り、機械は新しくなる、すると生産量というものはいままでもよりもふえるんじゃないかという危険

性といえますか、そういう感じを持つのですが、そういうことにつきまして、通産省ではどういふふうな考え方を持っておられるのか、その点ひとつ御答弁願います。

○政府委員(高橋淑郎君) 確かに三交代制が導入された際に能率が上がりますし、それからまた現在の段階におきましては、空糸紡績機の設置もまだ初期の段階でございます。しかし、いざれば空糸紡績機の普及ということも考えられるわけでございますが、しかし現時点におきましていろいろ需給の状況を試算をしてみますと、合織の紡績糸の予定といえますが、計画を上回る伸びというものを中心にしまして、またスフ糸、綿糸につきましても計画に比較しまして横ばい、あるいはややそれよりも強含みという感じがございまして、確かに能率増、あるいは生産増ということがございまして、それは申し上げましたような需給面からの増ということも、大体相殺されるのではないかと、このように私どももいたしましては予想をいたしております。

○瓜生清君 そこで、生産がふえてくる場合、その分を需給の増加ということで吸収できるという御答弁がありました。貿易的にはそういう綿糸その他を、どういふんですか、まだふやすことができるといふような見通しですか、その点どうですか。

○政府委員(高橋淑郎君) 綿糸そのものの形で輸出をさらに伸ばすというところは、これはなかなか困難であらうと思っております。むしろ太番手の綿糸は相当量パキスタンその他から輸入をされております。これからのやはり輸出の形、態様といたしましては、たとえば綿と合織の混紡糸という形で、たとえば糸の場合はそういう形で出すとか、あるいは織物、さらに二次製品、加工度の高いものにして出していくというのが、やはりこれからの繊維の輸出の態様であらう、このように考えます。

○瓜生清君 私、産地を回ってまいりまして、繊維の構造改善が案外おこなわれているんじゃないか

という感じを持つんですが、その状況をひとつ知らしてもらいたいと思っております。それからどの地域が進んでおるのか、どの地域がおこなわれているのか、こういうことがわかれば願います。

○政府委員(高橋淑郎君) まず織布の構造改善の実施状況でございますが、昭和四十二年度には綿・スフは二十三産地組合、絹・人織は五産地の組合が事業を実施いたしまして、四十三年度にはこれが綿・スフについては二十八、絹・人織については八産地という組合が事業を実施いたしております。その産地の生産量の全国生産量に対する比率、いわゆるシェアは、約七割というように考えております。

それから構造改善の実施についておくれが見られるのではないかと御指摘の点につきまして、四十二年度におきましては予算をほぼ満額消化をいたしまして、ただ四十三年度におきましては予算のほぼ八割程度を消化しまして、未消化になっておりました。この点は、やはり一部の分野におきまして、新鋭の織機が開発される、それを使いまして、構造改善のビルドといたしまして、設備ビルド、なかんづく織機のビルドといたしまして、この開発織機待ちというところでおくれの要因となっておるといふのが実情でございますが、この点につきましては、この昭和四十四年度の後半からさらに次年度にかけては、開発織機の実用化というのを待ちまして、織機ビルドが相当大幅に行なわれるであらうということで、織布の構造改善、なかんづく織機のビルドといたしましては、後年度のほうに集中するように考えられます。なお、構造改善の進んでおる地域は、絹・人織織布につきましては北陸方面でございます。綿・スフの分野におきましては全般的におくれがございまして、たいだいま具体的におくれがございまして、資料を手元に持っておりますが、傾向から申し上げますと、そういう傾向でございます。

○瓜生清君 いま上程されております特織法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を見ますと、「繊維工業全体の構造改善を達成するために

は、繊維工業の一体性からいって相互に密接な関連のある他の部門におきましても所要の対策を講ずる必要がある、この趣旨から、今回、メリヤス製造業と特定染色業を構造改善の対象業種として加える」ようにしたというふうな書かれてありますが、これに關しまして、私どもは流通機構の改革をやらねばならないんじゃないかというふうな考えているわけですが、しかもその流通機構の中には、消費者段階に至るまでのいろいろなむずかしい問題がありますが、結局消費者自身があまり利益をこうむっていないという、こういう事態に対して、繊維雑貨局ではどういふふうな対策を考えておられるか、それをひとつお聞きしたいと思っております。

○政府委員(高橋淑郎君) 流通問題は、私いろいろむずかしい問題が各業種にわたってあると思っておりますが、共通してこれはむずかしい問題だと痛感いたしております。とりわけ繊維の分野におきましては、この流通問題の取り上げ方、またその取り上げたあとこれをどういふふうな対策を考えていくかということ、きわめてむずかしい問題であると考えております。そこで、従来から産業構造審議会の流通小委員会、いろいろの角度から過去五年間にわたって調査を行なつてまいりました。一例を申し上げますと、海外の流通の事情とか、あるいは流通における情報機能がどうであるとか、投げ物の調査、その他いろいろやつてまいりました。で、ある程度の成果は得ておりますけれども、まだまだこれでは不十分であるというところで、昭和四十四年の予算では、本格的にこの繊維流通問題について広範な調査を行ないたい。その場合に、いま御指摘のありました消費者との関連ということも十分頭に入れて、加工流通面にとどまらず、消費流通に及ぶ広い範囲で調査を行なつてまいりたい。そのやり方としましては、構造改善事業協会の中に調査委員会を設けて、学識経験者の方にお集まりいただきまして、まず問題の整理、それから具体的な調査方法を検討してこの流通問題に取り組みたい、こう

いうように考えておりますので、いまおっしゃいました消費者の利益云々という点につきましましては、いましばらく時間をかけていただきまして、この調査の結果を待たしていただきたい、このように考えます。

○瓜生清君 ところで、流通の問題に關連して繊維の商品取引所がありますが、この機能を一体どう考えておられるのか。ということは、繊維製品の価格安定及び需給生産体制が相場の価格変動によって左右され、その及ぼす影響は無視できないものがあると思つております。

それから、今後繊維工業全体を構造改善を通じて近代化し、計画的な生産性向上に取り組んでいけるいま、取引所は将来実態にそぐわないような存在になるのではないかと気がするので、それに對する政府の見解をお尋ねしたいと思つております。

○政府委員(高橋淑郎君) 私からお答えするのが適當であるかどうか、ちょっとあれでございまして、この取引所の問題につきましましては、確かに投機に走り過ぎるといふようなことで、一部の方々は取引所はむしろないほうがいいのではないかと、いろいろな御意見もあつた。また、この取引所というものはぜひ必要だといふ強い御意見もございまして、いろいろ関係の業界からアンケート調査なども行なつてきておるわけでございます。現段階におきましては、供用品の範囲を広げるとかあるいはいわゆる人為的な投機に走り過ぎるのを調整するとか、そういうような実施面、実際の取引所の動き方について調整をするということとをとりあえず行なつていくのが適當なのである。やはり商品取引所のあり方というものについては、いろいろな立場からやはり総合的に検討して結論を得べきものだと思いますので、繊維雑貨を所管いたしております私の考えだけでこの取引所問題についてかくあるべしと言ふことは、あまり断定的なことを申し上げるのはいかがかと、また私、それはどの知識も、また勉強もいたしておりませんので、とりあえずいま申し上げたような

ことを考えております。

○瓜生清君 現在縫製部門の構造改善に關して調査を進められておるといふふうな聞いておりますが、縫製業の対象範囲をどのように一体考えておられるのか、たとえば輸出縫製に限るといふ考え方で臨んだ場合に、産地的なとらえ方をすればそれも可能でしょうが、ミシン一つで内需もあるいは輸出物も転換が容易であるわけですが、輸出と内需の区別を一体どこでつけるのか、そういう点について当局の考え方を聞きたいと思つております。

○政府委員(高橋淑郎君) 御指摘のように、輸出縫製業とそれからいわゆる内需向け縫製業とを明確に一〇〇%区分するということは、あるいはむずかしいかもしれませんが、しかし次のような理由によりまして大体の区別は可能であると思つております。すなわち、輸出縫製業につきましては中小企業団法に基づく工業組合がつくられておられます。この工業組合におきまして、団法法に基づき輸出向け出荷数量の制限を実施しておられます。そのため輸出縫製業者、それからその生産の実態についてはつきり掌握することができておられます。それからやはり輸出向け縫製業の態様としては、マスプロに適したような形態が主になりますので、もちろん輸出縫製業といえども内地向けのものを取り扱つて、その間若干の重複はあるかと思つておられるけれども、内需向け縫製業との区別は一応可能である、このように判断をいたしております。

○瓜生清君 さらにもう一つ御質問いたしますが、この紡績の場合でも織布の場合でもメリヤス染色の場合もそうですが、アウトサイダーの存在というものが非常に、何と言いますか、気になるわけですが、そういうものについて通産省は、どういふふうな行政的な指導をされるのか、その点についてお伺いします。

○政府委員(高橋淑郎君) 一言で申し上げますと、極力多数の企業がこの構造改善対策のウチ内に入つてきていただきたいということであります。具体的に申し上げますと、構造改善を進める

場合には、織布の場合は各産地の工業組合、メリヤスの場合は工業組合連合会、染色の場合は公益法人特定染色業団体、こういうものを中心にしまして、この中に入つていただく。そうして結束して事業を実施する、こういうことを基本といたしておるわけでございます。したがって、いわゆるアウトサイダーの方がそのまま構造改善事業に参加するということはできませんけれども、いま申し上げました工業組合、あるいは工業組合の連合会傘下の工業組合、あるいは特定染色業団体、いずれも加入の自由が認められておりましたので、この中にアウトサイダーの方も極力入つていただく。そうして一体となつて構造改善事業に参加されるよう私たちがとしては指導を徹底し、また推し進めていきたいと思います。

○瓜生清君 繊維の構造改善対策において、いまおっしゃつたようにグルーピング化が促進されておられますが、零細企業の場合これに乗れない、したがって切り捨てになるというふうな危険性を感ずるんですが、これに對しては、どういふ措置をとられるのか、とらうとされるのか、その点についてお答えを願いたいと思つております。

○政府委員(高橋淑郎君) 構造改善事業の中で、大きな柱は設備ビルドでございます。それで織布、メリヤス、染色業を通じてグルーピングする方々に対する設備ビルドの助成というのは、零細企業を含めまして、すべての企業に對して先ほど申し上げましたように門戸を開放しておるわけでございます。零細企業の方でも構造改善を積極的にやろう、體質改善を積極的にやろうという自覚と決意を持っておられる方は、このグルーピングの中に入つてこられることが十分考えられるわけでございます。実績から申し上げますと、すでに実施をしております。織布業の場合、四十二年の例を見ますと、グルーピングを行なつた企業のうち織機の台数が二十五台以下というふうな小さな企業が、綿・スフの場合には六八%、絹・人織の場合は六三%を占めておるとい

うことでございます。メリヤスの場合も、これからグループ化をやらうということを考えております中に、一企業の従業員が四名とか六名とか、そういうような零細企業も含まれておりますという例もございまして。したがって、そういう意欲があれば、いつでもグループ化し得るといふこと、制度としてそういうふうな意欲を持っておりませんが、しかし、中には意欲を持っていないけれども、一ぺんにやはりグループ化して強固な結合体の一員になることはなかなかむずかしい、そういうふうな場合も確かにあると思われまゝ。このような場合には、まず段階的に考えていくということが必要と思われまゝで、こういう零細企業の方に對しては、現在あります県の設備近代化資金あるいは国民金融公庫の融資、場合によっては中小企業金融公庫の融資というふうないろいろな制度を積極的に活用して、そうしてその次の段階で中小企業振興事業団の融資の対象となるような強いグループ化にそれが発展できるように指導してまいりたい、このように考えます。

○瓜生清君 それでは最後にひとつお尋ねしますが、この間商工委員会では繊維協会の宮崎さんが、化学繊維工業協同懇談会のことについて意見を述べられましたけれども、一体、行政当局としては、化学繊維工業協同懇談会の今後のあり方についてどういふふうな考え方でおられますか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(高橋淑郎君) 化学繊維工業協同懇談会は、昭和三十九年の十月に関係業界、それから政府、学識経験者その三者構成のもとに設けられました。この協同懇談会におきましては、日本の化学繊維工業のあり方についていろいろと意見を交換し、また方向づけを行なうという性格のものであります。とりあえずこの協同懇談会におきまして設備の増設につきまして一定の基準と手続を設けて、これを各企業がどのように受けとめて実施していくかということが当面の問題としてあるわけでございます。それで私は、設備の増設についてのこの協同懇談会の運用についてどう

考えるかということにつきましては、まず関係の業界の中でいろいろ御意見がございまして、しかし、まだどういふような運用のしかたがよいかということについて結論を得ておられないと承知しております。それで関係の業界のほうからまたまった意見が出てまいりますれば、私たちが十分その協同懇談の場で意見を交換する必要があると、またそういう業界の意見のまとまることを待たずして、われわれ関係当局者として独自の必要に応じて必要な時期に部内的にいろいろ研究はする必要があるかもしれません。しかし、いづれにしても、設備の増設の基準をどういふふうな基準にすべきかというこの運用の問題については、もし改善すべき点があれば改善すればよろしからうと、ただ、まだ具体的にどういふふうな改善するかというところについては、このように思っています。

な協同懇談会のあり方あるいは協同懇談会においてどういふ問題を討議すべきかということにつきましては、いましばらくこの協同懇談会の運用の推移、あるいはいろいろ内外の情勢、あるいは環境が変化いたしますから、それに即応して適切な対応措置ということを考えていくべきものだと考えます。

○瓜生清君 以上で終わります。
○須藤五郎君 今度のこの法案は、従来あった法案の中に新しくメリヤス業と染色業を加えたこととなつておるのでありますが、きょう私は、メリヤス製造業を中心に少し質問したいと思つております。しかし、私の質問はやはり染色業にも同じ意味で関係のあることだと思つて、まあとりあえずメリヤス製造業を取り上げて二、三質問をしてみたいと思つております。

まず第一、メリヤス製造業の構造改善事業の内容は概略どのようになつておるかという点、お伺いしたいと思います。
○政府委員(高橋淑郎君) メリヤス製造業は非常に多数の中小企業をかかえておる業界でありまして、この構造改善というものは實際上非常にむずかしい、しかしせひやらなければならぬといふことで、その場合の柱となりますのは、グループ化の推進あるいは設備ビルドを積極的にやる、あるいは取引の改善をやる、あるいは技術の改良をやる、こういうふうなことが中心になります。これを行ないます際に、やはり業界全体が一致協力してこれに臨む、そういう体制を確立することが第一でございます。まあ幸いこのメリヤスの関係四工業組合連合会が組織としてもしっかりしておりますし、また構造改善に対する意欲が非常に強うございまして、この四つの工業組合連合会を中心にして構造改善を実施してまいりたい、これがまず基本でございます。

○須藤五郎君 この法案に流れている精神というのは、おそらく四十三年八月二十一日に出された繊維工業審議会の答申の精神を尊重し、そうしてその線に沿うて私は考えられているものと思つておりますが、そうすると、この答申によりまして、実際具体的にどういふふうなことがあらわれてくるのですか。どういふふうなこの答申を取り上げていこうとお考えなんでしょうか。
○政府委員(高橋淑郎君) 答申をいただきました後、先ほど申し上げました関係の四つの連合会を中心にしていろいろと勉強をいたしました。それで大体審議会の答申に沿つた線でこの構造改善を実施していこうというところで、まず法的にはこの特種法の対象業種に組み入れていただく、また財政投融資の面で必要な資金的な措置をとっていただく、また税制面においても織布に對して行なわれている税制の適用をお願いしたい、まあ大筋からいえばそういう点でございます。具体的にはこの構造改善をやつてまいりまして、五年後に一体どういふふうな姿を描くかというふうな点についても、現在考えられるいろいろなフアクターを頭に入れて、またいろいろな数字を使ひまして五年後のあるべき姿というものを策定しておるわけでございます。

○須藤五郎君 そのあなたたちの頭の中に描いて

いる五年後のですね、それを言つてほしいので

○政府委員(高橋淑郎君) まず五年後には、付加価値を一例にとつてみますと、年率一〇%程度で伸びていくであろう、それから生産取引の体制を考えますと、現在グループ化しているものが五百二十五ございまして、これを約八百ぐらいに持つていく、その結果、グループの中に入つております企業の生産シェアというものが全体の九割以上を五年後に占めることになるであろう、その場合にグループ化の一番徹底したものはコンビナート・システムでございますが、そういうことも頭の中に描いております。それから設備の面では近代化率が現在三〇%程度であります。これを六六%程度に持つていきたい。付加価値の今度は生産性ということから見ますと、大体現在の倍程度になるであろうと、それからこういう設備の近代化、それに基づきます省力化ということ、このメリヤス業に従事する労働者の方々も現在の約二十万から十五、六万人程度になるであろう、およびこのように想定をいたしております。

○須藤五郎君 私もこの繊維工業審議会の答申をずっと読んでみたのですが、いまあなたの言つたのと多少違う点があると思うのですがね。この二十七ページには、おしまいのほうに「このようにグループ化は、五年間におおむね八百程度とし、その取引シェアは全体の過半とすることが目標とされよう」と、こういうふうになつておるのです。が、いまあなたは九〇%というふうにおっしゃつたのですか……。

○政府委員(高橋淑郎君) この答申にありますが八百程度のグループ化と申しますのは、これから新たにグループ化する——私の説明がちょっと足りませんでしたけれども、新たにグループ化するものが約八百と、現在すでにグループ化されておりますものの取引のシェアというものが約三割ございまして、それで新たに八百程度のグループ化が行なわれまして、その取引シェアというものが五〇%、そこで合わせますと八〇%と、こういうことに

なるわけでございます。

○須藤五郎君 この物的生産といいますが、いまあなた付加価値というふうにおっしゃいました、それはこの五年間たつたあととどれくらいになるんですか。

○政府委員(高橋淑郎君) まず付加価値額の絶対額は、四十三年度の推定は約一千六百三十九億、これが五年後には二千六百五十二億円ということ、これが先ほど申し上げました年率で約一〇〇程度伸びるのであるということをお申し上げたわけでございます。で、生産性につきましては、現在一人当たりの付加価値額は七十九万九千円、これが五年後には百七十万円余ということ、四十三年度と四十八年度と比べますと一四〇のアップというように考えております。

○須藤五郎君 局長、あなたの答弁、非常に慎重でいいんですけども、時間が非常にテンポがのろいと思うのですよ。まことにこういうことは言いにくいんですけども、時間が限られておりますので、もう少しスピードアップしてくれませんか。

メリヤス製造業が必要とする設備近代化は一体どのようなものか。

○政府委員(高橋淑郎君) 現在の総設備台数十七万五千台を五年後には十六万六千台にする、その中身は、申し上げましたように近代化率三〇〇%を六六%もつていく、中身としては高速化あるいは大型化あるいは自動化あるいはレーザーパッケージ化、まあこういうようなことがその中心になります。

○須藤五郎君 そうすると、いま現在ある十七万六千台ですね、それを近代化によりまして七万八千台にすると、こういうわけですが、丸編みメリヤスが約一万七千台、これはこの答申の中にありますから、私のほうから申し上げますが、それから経編みメリヤスが千台、横編みメリヤスが四万五千台、くつ下編みが一万五千、計七万八千台ととなっておりますが、これらの設備近代化に要する資金はほぼどのくらいに見込んでいらっしゃるんですか。

すか。

○政府委員(高橋淑郎君) これは答申の際もはっきりした金額の試算をいたしておりますが、まあ全体として設備に要する資金というのは、推定でございますが、まあ千億程度。ただし、これは法律によりまして特別助成の手段だけでやるわけではございませんで、一般助成あるいはまた個別の設備増設ということも含めての試算でございます。

○須藤五郎君 その試算、何か根拠があるのですか。私はこの答申を読みまして、自分でも実は試算をしてみました。そろばんをはじいてみました。丸編みメリヤスが一万七千台と申しますと、これは一台三百五十万円から一千万円という価格が出ておるんですね。それから経編みメリヤス、これは一台四百万円から五百万円、これが一千台。横編みメリヤスが四万五千台、これが一台三千万円。靴下編み機の値段はここに出ておるもので私はわかりませんが、これをずっと計算してみると、一千億というふうな金でできるというふうには私は実際考えられないんですが、あなたがいま千億という数字をはじかれた根拠はどこから計算した上のことでしょうか。どういう計算をなすってそういう数字を出されたのですか。

○政府委員(高橋淑郎君) いま先生御指摘の個別の設備についての値段は非常に高い価格のものを例示なさったと思います。それで、すべての機械がそのように高い価格のものばかりではございませんので、実は私お断り申し上げましたように、一応の試算をしてみたわけですが、その際も関係者の間で一応の設備別の積み上げ計算をやつてみたというだけでございます。それが約五年間で千億円ということでございます。

○須藤五郎君 そうすると七万八千台の機械が一億とすると、平均にしたらずいぶん安いものに数をはじいていらつしやるようですが、そんな一億ぐらいいちやんとあなたたちの考えておる近代化というものが成り立つのかどうかという点はどうですか。そういうふうな一億ぐらいいちやんと千億あるいは一兆もこえるような金額になってくるんですよ、この答申による価格ではじいていくと。そうすると、あなたたちの近代化というのは、答申の価格よりもずっと低いところに線を引いて、そして安い機械でやつていこう、こういうことになるのですが、そういうことでほんとうに近代化という目的を達成することができるとか。こういうことになるのですか。

○政府委員(高橋淑郎君) 繰り返すにようになりますけれども、先生が引用なさいました丸編みのメリヤス機、たとえば三百五十万円ないし一千万円、これは非常に高いものの一例でございます。たとえば丸編みメリヤスの機械は百万円からございませう。それから横編みメリヤスの自動機も一台五、六十万円からございませう。そういうふうないろいろな値段の差がございませうから、そういうものを積み上げて一億試算いたしました。五年間で一億程度のものであれば一応の近代化の達成は可能である、このように推定をいたしておるわけでございます。

○須藤五郎君 横編みメリヤスは一台三千万円というふうなものが五十万円、六十万円からあつて、そういうほんとうに最低の機械でやつていこうというふうな、非常に消極的な考えのようには思ふのですが、これは答申の精神をほんとうに私は尊重してやられていくんだらうと思つたが、そういうことでもなさそうなんではないですか、そういうふうな考えをいらつしやるとするならば、どうなんですか。

○政府委員(高橋淑郎君) 確かに御指摘のように横編みのフルファッションの最高級の機械を使いますれば三千万円でございますけれども、たとえばこのフルファッションの横編みメリヤス機というものは、一般自動機の二十四台分に相当する高効率のものでございませうから、三千万円の機械を入れるところもございませうし、また百万円程度の機械を入れるところもございませう。いろいろなケースが積み重なって近代化が行なわれていくのであろう、このように考えます。

○須藤五郎君 このような構造改善計画を進めるために財政面や金融面で数々の助成措置をとることになっておる、こういうふうになっているのですが、その助成を行なう条件というのは一体どういうことになっておりますか。

○政府委員(高橋淑郎君) 中小企業振興事業団から設備ビルドに要する資金の七割を二分六厘という低利で融資するというのを考えておりますが、その条件は、まず第一に協業組合を結成するとか、あるいは思い切つて合併をするとか、そういうような強固なグループを組む、そういうものに対して特別助成制度を適用してまいりたい、このように考えます。

○須藤五郎君 私の言つたのはそういうことでなしに、この助成を受ける企業ですね、それはどういう条件を備えた企業かと、こういうことをお尋ねしてはいるのですか。

○政府委員(高橋淑郎君) これはメリヤスの構造改善を実施いたします場合に、まずグループを組むということが大前提でございます。そのグループ化の計画を先ほど申し上げましたメリヤス工業組合の連合会、ここでもって全体計画との関連において適切であるかどうかということをお断りし、それを通産省のほうで、また学識経験者その他の意見も十分聞いて、適切なプロジェクトであるということであれば、事業団の診断ということもあわせ行ないまして融資対象にするということでございます。その企業が大きいとか小さいとかいうようなことでなくて、そのグループをする、そのグループというものに着眼して融資するということでございます。

○須藤五郎君 これも答申の三十九ページの下のほうに「財政、金融上の措置」という条項で「とくに、生産、取引、金融の各面で有機的な経営結合体としての再編成の実を備え、大きな効果が期待できるグループにあって、業界全体への波及効果をもつものの投資については、」といって「日本開発銀行の特利特種融資および中小企業振

興事業団を通ずる特別助成を行なうこと。こういふふうになつておるわけですね。そうすると、ここにこういふ開銀や中小企業振興事業団から低利の金を借りることのできる団体といへば、いま申しましたように「生産、取引、金融の各面で有機的な経営結合体としての再編成の実を備え、大きな効果が期待できるグループ」を「業界全体への波及効果を持つものに対する投資」、こういふことにならぬですか。そうすると、こういふ条件がついておるわけでしょう。

○政府委員(高橋淑郎君) さようでございます。一定水準以上の生産性向上の効果が期待できる、そういうグループである、あるいは金融を受けやすい強固なグループである。それから先生御指摘の開銀融資は、これは染色の場合に中小企業でなく、中小企業の定義をはずしたいわゆる大企業に対して特別助成を行なう場合のことを言っておるわけでございます。

○須藤五郎君 そうすると、あなたたちが言っておるこの条件を備えない零細企業というものは、これはやはり近代化のこの線から落とされていって、金融も受けられない、こういうことになるんじゃないですか。

○政府委員(高橋淑郎君) こういういわゆる業界全体に対して波及的な効果を持つ非常に模範的なグループというものが一挙に組めない、そういう企業に対しては、やはり現在あります県の設備近代化資金制度とか、あるいは国民金融公庫の融資、こういうふうな現在の諸制度を活用していきいりまして、ほんとうに体質改善を行なっていくたい。しかもその企業のねらつておるのが業界全体の構造改善の方向と合致しておるといふ場合は、こういう個別の企業に対しても金融面での措置というものは道が開かれておるわけでございます。

○須藤五郎君 そうすると、そういう目的に合致できないという団体は、やはりこの金融面からも振り落とされていくという結果がくるように私は思えるんですね。そこで、もっとお母ねしたいんですが、時間がそうありませんから、次に移りますが、メリヤス製造業の規模別企業数構成はどのようになっていますか。

○政府委員(高橋淑郎君) 企業の数で申し上げますと、九人以下、これが昭和四十二年の統計で約六五%、十人から二十九人までが二七%、大体そういうことになっております。あと申し上げましょうか。

○須藤五郎君 政府資料もらつていますから、それで私は理解しておきますが、あなた非常に大ざっぱにおっしゃいましたが、私はもう少し詳しくほしかったんですが……

○政府委員(高橋淑郎君) 九人以下六四・六%、十人ないし二十九人二七・一%、三十人ないし四十九人四・三%、五十人ないし九十九人二・二%、百人ないし二百九十九人一・六%、これまでが大中小企業、あと残り三百人以上というのが〇・二%ということでございます。

○須藤五郎君 そうすると、これを見ましても労働者五十人以下が九六%を占めているということがはつきりするわけですが、大きいところ五十人以上三百人までぐらいのところは四%しかない。こういうことになって、メリヤス企業というものがいかに小企業が多いかということがわかるんですがね。こういう面から見ると、いまあなたがおっしゃったようなそういう近代設備の資金を受け入れて、ちゃんとりっぱな企業としてやっていけるというそういう条件があるのか、また、あなたがさっきおっしゃったような条件をこういう企業は満たすことができるのかどうか、こういう問題が出てくると思うんですね。いま国会に出されておる四十三年度中小企業白書がありますが、この二百一十一ページにおきまして、生産設備の開発改良の実態につきまして、メリヤス機械は非常に価格が高いために特に小規模層にあっては導入がはかばかしている。こういうふうなこの白書が指摘しているのですが、そうすると、いま申しましたよ

うに、こういうふうになくさんの九十%を占めている小規模層が、そういう高いメリヤス機械を入れて近代化していくことがはたしてできるのかどうかということ。そうしてこういう小規模層の企業をほんとうに近代化していくためには、どういふ措置を政府はとっているのかということですね。

○政府委員(高橋淑郎君) まさに先生御指摘のような業態でありますからこそ、幾らむずかしくてこの構造改善に取り組まなければいけない。このままほうっておきますと、発展途上国からどんどん追いつかれて戦列から脱落していく、こういうことは目に見えておるわけでありまして、幾ら規模が小さくても、小さいなりにグループを幾つとも組んで、そして人の力、資金力あるいは技術の力というものを結集しましてグループ化していく。そのグループは初めから強固なグループができるのが一番望ましいわけですが、そういうグループが一挙にできない場合は、まずゆるやかなグループからでもつくりまして、逐次強固なグループを結成し、それがまたさらに大きな結合体として発展していくことを案として描いておるわけでございますから、こういう小さいところも一踏になつてやるといふことによつて条件が満たされれば、先ほど申し上げましたように特別助成の対象になり得るし、一挙に特別助成の対象にならなくても、一般助成の道が開かれておりますから、そういう制度を活用していただいで、一刻も早く近代化のために努力していただきたい。また、それをやろうという熱意が業界にあるということでございます。

○須藤五郎君 この法律案の基礎になつておる昨年八月の答申では、この構造改善事業の「対策実施の過程において、転廃業多発の事態が生ずるようなきときは、その手当てにつき十分な配慮が必要」だ、こういうようにこの答申の中で述べられておる。構造改善事業の進展に伴いまして、多数の企業がつぶれることを予測しておると思うんですね、この答申自体も、ここで転廃業を余儀なく

されるのは、まさに私がいま申し上げました九六%を占めるところの非常に小さい企業、これが転廃業をせざるを得ないところに追い込まれていくだろう、こう思うのですが、一体こういう企業に対してどういふふうな配慮をしておるか、転廃業といふことは絶対あり得ないといふふうな考えられているのか。転廃業をせざるを得ないところへ追い込まれた企業に対してどういふふうな措置をしようとするのか。

○政府委員(高橋淑郎君) 実は先般メリヤス業界に対しまして、転廃業の意向があるかどうかというふうなことに付いて、アンケート調査をいたしました。その時点におきましては、その転廃業に伴う、たとえば設備の買い上げとかそういうようなことについての希望というものは、アンケート調査の上からは出てまいりませんでした。ただ、これは今後どういふような動きになりますか、これはやはり事態の推移を見てもないとわからないと思つておる。

○須藤五郎君 事態の推移を見なくちゃわからないというのは、実際こういう人たちはやはり常に不安が念頭を去らないといふことになりまして、私たちが自身もやはり不安を持つわけなんです。ですからそういう事態が起こったときにはどういふ措置をとるのかという点を、ぼくは政府として責任持つてよく検討して誤らないようにしてもらいたいと思つておる。企業の取りつぶしと申しますか、転廃業をせざるを得ないところへ追い込まれた、そしてメリヤス製造業の労働者は二十万今日あるわけですね。その二十万の労働者のうち、多数が働きの口を奪われてしまつて、失業する、こういうことがあり得ることなんです。予想されることなんです。若年労働者はほかの新しい就職口があつて、比較的容易にほかの職種で働くかわかりませんが、中、高年齢層はそう簡単にはいかない。それからまた若年層の労働者にしましても働きたれた職場を去るといふことは、やはり人間としてつらいことだと思つておる。特に一家の柱となつておる中高年労働者が再

就職の道が非常に限られておるといふこの現状におきましては、失業することは、その家族を含めて大きな社会問題を引き起こすことも私は心配されるわけです。この点のような対策を考へていられたいかと、これは労働省の方にも、こういう失業者が出た場合どうするかということ、通産省は失業者は出さないでどういふふうな手を打っていかうかという点、両方の方に伺いたいと思つておる。

○政府委員(高橋淑郎君) 私たちはあくまでも今回の構造改善の基本方針に沿って業界の方々が脱落することのないように一生懸命業界と一緒に頑張ってやっています。この点でございまして、

それから、とにかく小さいところも大きいところも人手不足あるいは人手を確保するということが非常にむずかしいというのが実態でございます。ただこういうメリヤス業からはかの職場に移っていくというような方に対しては、これはいろいろ職業訓練の場もございまして、いろいろなまた離職者に対する特別な手当というの織布の場合と同様な措置をメリヤス業の場合についても考へていただくように労働省のほうとも御相談をしておるという現況でございます。

○説明員(吉本実君) ただいまの御質問でございますが、私もといたしまして、中小企業の振興ということにあわせて、不幸にして離職するような方々につきましては、ただいま先生御指摘のとおり、特に中高年層の方々がやはり多く対象になるし、また、私もといたしまして、そういう方々の職のあつせんなり生活の安定をはかつていかなければならない、かように存じておる次第でございます。従来からもいわゆる職転訓練とか、あるいは中高年の雇率の設定とか、あるいは雇率促進の措置とかいふ仕組みでいろいろやっておりますが、民間におきまして現在のようないわゆる人手不足感を多く持つておるようないわゆる若年ばかりにたよらず、中高年層に向けても採用していただくというふうな機運の醸成をは

かっていかなければなりませんし、私どもその方向で努力しておる次第でございます。また、当面この法案に盛り込まれているような業種の方々の場合につきましては、従来の措置に加えて、雇奨励金制度を特に付加をいたしまして、その点の拡充をはかり、再就職に不便のないようにしてまいりたいと、かように存じております。

○須藤五郎君 常に構造改善ということが起こると、どの産業におきましても必ず失業者が出てくるというところは、私はこれはまあ当然そういうことになるとは、私はこれはまあ当然そういうことになるとは、私はこれはまあ当然そういうことになるとは、私はこれはまあ当然そういうことになるとは、

生産能力の非常に高い機械を入れば、多少の生産は上がつても、ふえても、野放図に置いておけば生産過剰になってしまうのです。あるところを押さなければならぬ。そのためには人減らしをして、台数を制限をする、やはりそういう面が出てくる。そうすれば失業者というの必ず私が出てくる、こういうふうな思ふのですが、それで、これは中小企業に働いておる労働者にとりましては非常に重大な問題になってきます。若年労働者はともかく、中高年の労働者は構造改善事業によつてたくさん失業者が出てくるという見通しを私たちは立てて、それに対する対策を、労働省のほうもちゃんと誤らないように十分な対策をいまから立てて、労働者を困らせないようにしていくということも考へておかなければならぬが、最もいいことは、失業者を出さないで、

それから転職業を出さないで、そうしてしまっている人たちがりっぱな近代的な産業に立ち直っていくという、私はこのやり方が一番まず第一にすべき道だと思ふのですが、私はこの間、染色会社昭和染布と浜野織維工業との二つの会社を突は視察に行つてきたのです。そこで感じたことですが、この昭和染布にしても浜野織維工業にしても、何だかあの産業自体に無理な面があるような感じがしたので、無理な面と申しますのは、昭和染布なんというのは非常に古い工場です。私が見ても、ああいう戦前からの、言っちゃ悪いかもしれぬが、ぼろ機械というふうな古い機械を使つてやっております。あれで今後すつとやっていくことは私わかりましたよ。しかしあの工場の中に、もう一つ私は無理な面があると思ふのです。それは、あれだけの工場の敷地の中に工場の何倍というふうな面積を占めた倉庫があるわけですね。あれは相当私は染色会社にとっては大きな負担になっている面ではなからうか、こういうふうな思ふのですが、通産省はああいうことに対してどういふふうな考へを持っているのですか。

○政府委員(高橋淑郎君) 御指摘の、倉庫に非常に広いスペースをさなければならぬ、これは今回の審議会の審議の場でも突っ込んだ議論が、審議が行なわれまして、答申の際も、要するにこういう下請的な立場にある染色業者の地位が低い、一種の不当な取引慣行であるということで、改善を要するということでございます。今度の構造改善の大きな柱として、この取引慣行を是正するために対策を立てなければならぬということ、具体的に申し上げれば、委託者とそれから染色業者との間で正常な取引条件を示したモデル的な約款を作成して、これが関係者の間で受け入れられるように進め、また指導につとめたいということでございます。ですから、問題意識は十分に持つております。

○須藤五郎君 それね、通産省がやろうと思つても、なかなか抵抗があつてむずかしい面が出てくると思ふのですが、やはり染色業の今日置かれておる不利ないろいろ面、そういう面もやはり解決していかないと、ただ構造改善だ構造改善だといつておつても、片方で大きなそういうような抜け穴があるというふうなことになるから、やはり染色業を見れば、そこだけ見ればなかなかうまくいかなぬ面が出てくるであらうと思ふのです。だから、やはり構造改善をやると同時に、そういう面もやはり変えていかなきゃ私はいかぬと思ふのです。だからよほど通産省ががんばつていかないと、なかなかうまくいきませんよ。その点ひとつ真剣に考へていけば、私はこういうふうな思つております。

それから労働省ね、中小企業と一般に申しまして、今日一番困つておるのは金融と労働不足だと思ふのですが、ああいうメリヤス業とか染色業、こういうところで働いておる労働者の賃金というものは、大体どういふことになっておるんですか。また、具体的に申しますならば、昭和染布の労働者の賃金と、それから浜野織維工業の労働者の賃金との比較ですね、もしわかつたら教えていただきたい。

○政府委員(高橋淑郎君) 浜野織維工業の四十二年、四十二年、四十二年の一人当たりの平均賃金は、四十一年が約三万二千元、四十二年が約三万六千元、それから四十二年が約三万九千元、それから昭和染布、これが四十一年が約二万九千元、四十二年が約三万二千元、四十二年は約四万円、平均賃金でございます。

○須藤五郎君 そうすると、やはり浜野と昭和と比べれば、相当昭和のほうの賃金が落ちるわけですね。

○政府委員(高橋淑郎君) いま申し上げましたように、四十一年四十二年を比べればそれでございまして、四十三年現在においては両者はほぼ同じである。よけいなことかもしれませんが、今日やはり人手不足で、その職場で働いておられる方に引き続き働いていただくというためには、やはり

相当経営が苦しくても支払うべき賃金は支払わな
いと人手が確保できないということを示している
ものだと私は思います。

○須藤五郎君 労働省の方、これは他産業と比べ
てこういう産業の労働者の賃金というのはどうい
うふうに見ておられますか。

○説明員(吉本実君) 手元に詳しい資料を持って
おりませんが、ただいまの一人当たりの平均賃金
は、全体の構成、労働者の構成その他を見ませ
んと、ちょっとわかには申し上げられませんが、
最近の学卒の上昇傾向、初任給の上昇等を比べ
ますと、ほぼ世間相場ではなからうかという感じ
を持っております。

○須藤五郎君 小さいことを聞くようですが、こ
ういふ会社ですね、浜野などというああいう新し
い大きい会社はともかく、昭和染布など行ってみ
ましたときには、厚生施設とかあるいはそういう
施設がほとんどないように思うのですが、ほかの
会社はどういうふうな状態ですか。

○政府委員(高橋淑郎君) 昭和染布も、一人当た
り年間の福利厚生費としまして、四十三年には約
三万五千円程度の支出をいたしております。それ
から浜野繊維工業のほうは約六万円程度の支出。
その差はございます。両者の間に差はございま
す。

○須藤五郎君 時間がきましたから、私これでや
めますが、この法案を私がずっと見て受けた印
象、それからこれまでのいろいろなことを考えま
すと、今度のこの法案は、助成条件を充たすこ
のできる少数の中堅中小企業というのですか、大
企業にとりましては、この構造改善事業は、金融
の面でも税制面でも優遇措置を受けることができ
るといふことがはっきりいたしました。それから
また体質を強化することができるといふことが
わかりました。と同時に、大多数を占める小規模企
業は、こういう優遇措置を受けることがなかなか
むずかしいということもわかるわけなんです。そ
れでありますから、大多数を占める小規模企業
は、これでもなかなか救われていかない。やはり

転産業せざるを得ないところへ追い込まれてし
まうことは、それはもう動かすことのできない私
は事実だと思っております。こう見てまいります
と、この構造改善事業というものは、ごく少数の
大企業と一部中小企業を優遇して、大部分を占め
る、九六%を占める小規模企業や労働者は、やはり
苦しい立場に置かれなきやならぬというふうな感
じがするんですね。それで、この法案は暗い面と
明るい面と、こういうふうな二つの面を持ってお
ると、こう言って私は差しつかえないと思つてお
ります。私たちが決して構造改善事業に頭から反対す
るものではないんです。技術の向上や設備の近代
化、こういうことに私たちは何も反対はしないん
です。むしろ、その発展を私たちは願っております。
場がありますから、ほんとうにこういう小企業が
犠牲なしに立ち直っていくことができるならば私
たちも賛成をするわけなんです。従来は構造改
善事業を見ておりましたも、やはり近代化、構造
改善に名をかりて大部分の小規模企業はつぶされ
ていく。農業構造改善事業でもそのことがはつき
りしておるわけですが、小さい百姓さんは農村か
らおっぼり出されて、都会へ出てきてそうして日
雇いになって、そしてああいうみじめな死にかた
をしていかなきゃならぬという、そういう悲しい
運命に追い込まれているわけですが、こういうこ
とがあつては、私たちはそう簡単に構造改善事業
だといって、近代化だといって賛成していくわけ
にはいかないんです。ですから、私はこの法案に
は賛成はいたしません。しかし最後に言つてお
きたいのは、この中小企業、ほんとに零細企業が
実際立ち直っていく場合に、その人たちの自主的
な立場に立つて、政府が政府の言うこと聞かなく
ちゃだめだぞという、そういうひもつけた態度
じゃなしに、小企業家の自主的な立場に立つて、
そして政府はその人たちのめんどろを見ていくと
いう、この態度が私は必要だと思つておる。そう
するならば、実際零細企業といえどもやはり生き
ていくためには自分たちの仕事も新しく近代化し

ていかなきゃならぬという気持ちを持っておるこ
とと思つておる。だから先ほど申しましたよう
なむずかしい条件をつけなくて、やはりこの人た
ちの自主的な判断にまかして、立場にまかして、
そして政府としてそれをめんどろ見ていくとい
う、こういう方向でいくべきだと、こういうふう
に思つておる。それがりつぱにやられていくとい
う保証があるならば、私たちが近代化に対しては
賛成をしていきたいと思つておる。それが、それが
なされてないし、その保証がないということ、
私たちがこの法案はまだ不備なものであると、大
企業にはいい、中堅どころの企業にはいいけれ
ども、ほんとに小さい下層のところには、この法案
によってそれは救われぬと、こういう点で私た
ちはこの法案には賛成することはできないという
結論に達したわけなんです。

これを申し上げて私は質問を終わります。
○政府委員(植木光教君) ただいまいろいろ御質
問や御意見がございましたけれども、わが国の織
維産業がかかえております問題がきわめて大き
い、後進国の追いつけも非常に激しいということ
で、ただいま明るい面、暗い面と申されました
が、暗い面をなくそうとしてこの構造改善の施策
を進めてまいつたのでございます。新しくまたメ
リヤスや染色を加えることになったわけなんでご
ざいます。先ほど来、たとえば小規模企業がぶつ
つぶれていって、失業者がそのために出るのは
ないだろうか、出るんだという断定がございま
したけれども、しかし先ほど来御説明申し上げてお
りますように、零細企業もこのグループの中に入
り込んでいって、事実入っていただく意欲
を持ち、現実に入っていくわけでございます
が、入っていただいて体質を改善していただくこ
うという考えであります。また、失業者の問題が
ございましたが、これは合理化、構造改善を進め
ていくから失業者が出るというのではありませ
んで、逆に人手不足でありますので、人手不足を追
いかけて近代化を進めているというのが現実の姿
でございます。したがって、その辺の事実の認識

をさらに深めていただきたいと思つてございま
して、私どもとしては零細企業の積極的な参加に
ついて十分な努力をいたしますし、また、もしも
直ちに困難な場合は、先ほど申しましたように、
体質改善のためにいろいろな設備、近代化資金で
ありますとか金融公庫、あるいは中小企業金融公
庫を活用していただいて、そして一日も早く体質
改善をしていただく、そういう施策を十分にとつ
ておるのでございます。その点についても御理解
をいただきたいと思います。要は、この構造改善
によって織維産業の体質を大企業、中小企業、零
細企業を引くくめまして強くしていこうとする
ものでございますから、どうぞその点についての
御理解を深めていただきまして、御賛同をくださ
るようお願いを申し上げます。

午後一時三十分まで休憩いたします。
午後零時八分休憩

午後一時四十八分開会
○委員長(八木一郎君) ただいまから商工委員会
を再開いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。
本日、二宮文造君が委員を辞任され、その補欠
として塩出啓典君が選任されました。

○委員長(八木一郎君) 休憩前に引き続き質疑を
行ないます。質疑のある方は順次御発言を願いま
す。

○大矢正君 先般来、当委員会で、わが国の織維
産業の将来について質疑が行なわれましたが、特
に通産大臣に今後の織維品の輸出政策について
一、二お尋ねをいたしたいと思つてございま
す。

いままら私が申すまでもなく、低関税国の追
上げが最近顕著になってまいりますし、反面に
おいてはアメリカの自主規制その他輸出市場が後
退をして、金額的には輸出の総額が上昇を示して

おりますが、世界の繊維品の市場の占拠率におきましては、漸次後退をしているというのが今日のわが国の繊維産業の対外取引の状況だと思いません。それだけに、今後の繊維産業に対する政府の行政的な指導と助言というものが、わが国の貿易の中で非常に大きな部分を占めている繊維産業の盛衰につながる重大な問題でありますので、国内的な消費、そして消費構造等にわたる検討もさることながら、対外的な取引の上において、また競争の上において、基本的に繊維産業に対する適切な措置が今日ほど必要なときは私はないと思いません。いまにして繊維産業全般にわたる対策をより積極的に進めない限り、世界の繊維品の貿易の中においては著しく後退をする可能性が秘められておりますが、政府としてどういう考え方で今後やっていかれようとするのか。もちろん法律が出されておりますメリヤスや染色の構造を進めることもそういふことにつながるものであります。もっと大きな視野に立って、化合織、綿紡あるいは織布、その他全体の繊維並びに繊維製品として考えた政府のこれからの態度なりまた方針なりというものを御聞かせ願いたいと思っております。

○国務大臣(大平正秀) 御指摘のように、わが国の海外市場における輸出繊維品のシェアでございますが、これは発展途上国に比較いたしましたら、いまたいへんおくれをとっておりますことは御指摘のとおりでございます。その内容をたとえば米国内市场において見ますと、綿、まぐらカパー、シーツのように、急激に発展途上国が伸びておるのでございます。三十九年に一〇％であったものが四十二年には四三％に躍進いたしております。それに引きかえまして、わが国は三十九年に八二％のシェアを持っておったのが五一％に低落しております。これは顕著な例でございますが、そういう傾向がはつきり見えております。その他の繊維品につきましても、そういう鋭角的な姿ではございませんけれども、漸次シェアがわがほうに不利に働いておりますことは仰せのとおりでございます。それから輸入面を見ますと、三十九年に

六千百万ドルであったものが四十二年に一億一千八百万ドルと漸次わが国に対する輸入がふえております。それは申すまでもなく綿糸が圧倒的に多いのでございます。この前から本委員会でもわれわれから御報告申し上げておりましたとおり、わが国の繊維産業の構造が先進国に比べて非常に非正常におくれている、生産性もまた非常に格差がついてきたということがそのおくれをとりました大きな原因の一つであると思っております。

私どもといたしましては、まず第一にみずからの体質を改善いたしまして、自動化率を高め、生産性を高めまして、先進国との競争におくれをとらないだけの体制を整備せねばならぬ、それが第一でございます。それからいまま後進国の追い上げの状況でも申し上げましたように、低級品あるいは二次加工品等、チープレーバーを利用いたしたものに追いついて追いつけなくなっている関係がございまして、われわれが体質改善していく場合に、その方向をどういたしたとしてもより高級なものに指向してまいらなければならぬ、あるいは多様なものを開発していくことによつて追いつけはねのけていかなければならぬということが切実に要請されておると思っております。特織法、近視法等をまつまでもなく、繊維産業は、いま大きな試練に立っておると思っております。したがって政府としては、そういう時代的要請に即応した実効ある政策を着実に推し進めてまいらなければなりません。ただ業界は、御承知のように非常に数が多いございまして、たいへんまとまりのむずかしい業界でございます。で、こういう近代化への政策を執行していく上におきまして、いろいろな制約がたくさんあるわけでございますが、鋭意そういう障害を軽減ないし除去してまいりまして、思い切った体質の改善に持っていかなければならぬと思っております。

それから第二の問題といたしまして、世界市場の自由化という点に特段の配慮を払わなければならなくなっております。とりわけ繊維品についてそのことが要請されておると思っております。

ます。われわれは数年前綿製品協定というふうなものに同意いたしましたのでございますけれども、そのことはいま振り返ってみますと、実際の実行の過程におきまして、ますます緻密なものになり、それが極端となりまして思うような進出が非常に巧妙にはばまれておるといふ苦い経験を持つておるわけでございます。あるいはこれを拡大強化するといふ動きが見えておる今日、こういう過去の苦い経験を踏まえた上で、自由化をばむというふうな動きに對しましては、全力をあげてはね返す用意がなければならぬと思っております。その他いろいろあると思っておりますけれども、大まかな考え方をいたしまして、そのような気持ちでおるわけでございます。

○大矢正君 先般委員会に、繊維業界の代表を招いて意見を聞きました際にも、参考人から意見として出され、かつ私も質問をした内容であります。アメリカの繊維品に対する自主規制と申しましよるか、化合織というものを、綿製品と同様国際協定の中に入れておる意向に對して、私どもも重大な関心を払わねばならぬわけでありまして、どうも聞くところによると、わが国は工業製品の上において、また農産物等の上におきましても、輸入制限をしている品目というものが今日なお諸外国に比較してかなり大量のものがあり、それが逆に災いとなってアメリカの繊維品の自主規制というところに発展を遂げているのではなからうかという感じもするわけでありまして、今日なお残存しております輸入制限品目の大きな部分を占めておられます。通産当局としては、それらの残存輸入制限品目とからみ合おされて、毛化合織等の自主規制の強要を迫られた際に断わすべからず、最終的には綿協定と同じような結果にはしないかという心配を私もいたすのであります。所管大臣としてそういうものには一切からませないで、あくまでも繊維品は織物として問題の処理、解決をはかるといふ自信と見通しがおありかどうか、この際あらためてお尋ねをしておきたいと思っております。

○国務大臣(大平正秀) スタンズ長官はいまヨーロッパ各国を歴訪しておるようでございます。ただいままでのところベルギー、西ドイツ、ジュネーブ等を訪問されたようです。イタリーとかフランス、イギリスはこれからなるようでございます。どういふ提案をされるのか非常に注目をしておったのでございますが、綿製品協定というものの拡大ということが一点、それからそういう問題をガットの場で相談をしたいというふうなことを話して、各方面からは冷たい反応を受けておるといふように聞いておるものでございます。われわれも承知いたしておるのでございます。したがって、今度五月十日においでになる場合に、どういふ提案を日本にするのかわかりませんが、私ども、いままでの経緯からすると、おそらくそういう提案でありとするならば、それは大矢委員が指摘されたように、ほかの輸入自由化の残存品目ともパッケージにして取り扱おうというよりは、繊維品だけの問題を取り上げられておるようには思っておりません。そのことは、この繊維品に対する輸入規制の問題が本来ガットの父であるアメリカが取り上げるといふこと、取り上げなければならぬということ、それは貿易の自由化というふうな、そういう経済的な理由より、そういう関心は、むしろ大統領選挙にあつた選挙公約をどのように反映していくかという政治的な理由が非常に多いように思っております。そういう面から、一括したパッケージとして取り扱うものではないような感じが、いままでのところいたしております。したがって、私どもとしては今度の輸入制限の性格はどんなものかをまず模索しているわけでございますけれども、一つのそういう問題として受けとめて、それに対して十分の材料を用意いたしました。先方の御提案があつたらば反省を求めなければならぬと考へておるわけでございます。ほかの自由化残存品目とかね合ひというふうなことは、ただいままでのところ出ておりませんが、おそれるは出てこないのじやなからうかというふうな感じが、いまいたして

おります。

○大矢正君 いま大臣が言われたとおりのこと
で、わが国が輸入制限をしている品目が諸外国に
比較して非常に多い。それと結びつけて繊維品の
輸入制限ないしは自主規制というものを考えられ
るといふことになりまして非常に大きな打撃を
受けることになると思っております。ぜひとも繊維
品のアメリカがねらっている対日規制問題につ
いては、そういう残存輸入制限品目からませない
独自の立場で結論を出すように善処を強く希望
いたします。

次に、これまた先般参考人が参りました際に
尋ねました。化学繊維業界の中において、設
備の設置を協調整を通して調整をしてい
る。これは、どうも業界の中には協調整の中
で設備の設置を話し合ひではあります。規則を
するという方は、今後のわが国の化学繊維業界
としては、外国との間の競争をする上において劣
るものが出てくる不安、それが出ておるわけ
であります。政府としては今後とも協調整を通
して設備の調整をやつていかれようとするのか
、ある一定の時期を経過したならば自由な競争
の関係を置かせようとしておられるのか、大臣
の答へを願いたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 繊維工業は重要な地位
を占めております。今後とも天然繊維のような
原料綿の制約もない合繊工業などは、生産性の上
昇率も高いし、外貨の手取り率も高うございま
す。これはひとつ戦略的にその成長を進めてい
かなければならぬ産業であると思ひます。した
がつて、その基礎の充実をはかってまいります
ためには、企業規模の拡大を通じてスケールメ
リットを追求する必要が一面にございまして、
いたずらに投資競争を誘発いたしまして稼働率
の低下を来たしてまいります。企業自体の体力
を弱めてまいるばかりでなく、関連加工分野に
無用の混乱を招くおそれがあるわけにございま
す。そういうような意味合ひで、三十九年の十月
以降、政府、業界、学識経験者から構成され
た化学繊維

工業協調整議会というのを設けて、設備の
増設は一定の基準と手続のもとに行なわれて
おります。これは御承知のとおりでございます。
その運用にございまして、私どもとしては合
各社の近代化意欲を、こういうことのために
するといふようなことがあつてはいいけない
と思ひます。昨年六月、従来の増設基準を改
めまして、各企業の近代化努力を優遇して、
新規参入者についても緩和した基準を設けて
競争原理を導入する方向に改定いたしました
が、今後とも合繊産業をめぐり情勢の変化
に対応いたしまして、協調整の運用につきま
しては弾力的に考えていかなければならぬ
と思ひます。今後これをどうするかとい
うのは、新たな環境の変化を見ながら、それ
に適した対応措置を考えなければならぬわけ
でございます。この繊維産業ばかりでなく、
一般に申しまして、こういう問題にわれわれ
直面して思ひます。すなわち、繊維より
もっとひどい場合は、装置産業のようにば
く大な投資をしなければならぬ。そのため
には二年も三年もかかる、それが完成して
製品を生み出す場合の市場の状況なんとい
うものは見当が皆目つかぬといふような
状況。いま各業界はそういう問題をかか
えておると思ひます。したがって自由経済
のもとにございまして、ある種の計画化
といふようなものは導入していかないと
いけません。非常にむずかしい仕事でござ
いまして、計画化の問題といふものが自由
先進国におきましてもいまだ大きな問題
となつておると思ひます。これをどうい
う方法でやるかといふようなことは非
常にむずかしい問題でございまして、た
またまわれわれはこういう態度で合
産業の場合にはやめておるわけにござ
いまして、今後こういふものをどのよ
うな運用上の改善をやつてまいるかとい
うような、将来の展望といふのはな
かなかつきにくい。正直に申しま
して、こうでなければならぬ、こうす
べきであるといふ弾丸をいま持ち合
わさるることが不幸にして、い
ないわけにございまして、今後何
らかのそ

う計画化の思想を導入しながら、一方
において競争原理を殺すことなく、しかも
非常な過剰投資の危険をおかすこと
のないようなことを、官民一
緒になつて十分考究して、実効ある
手段をくふうしていかねばならぬ
のじゃないか。協調整の今後のあり
方、いま直ちに結論を言うべき性質
のものではないと思ひます。今後の環
境の推移に即して、いま申しまし
たようなことを課題として受けと
めて、そのときに応じた対応措置を
有効にとつてまいらねばならぬ
のではないかと考へております。た
いへんはつきりしないお答えで
ございまして、非常にむずかしい課
題なんぞでございます。意のあると
ころはくみ取つていただけるの
じゃないかと思ひます。

○大矢正君 続いて紡績に
関連をしてお尋ねをいたします
が、設備の近代化、それから過
剰紡績の廃棄、この二つは当初見
込んだとおりの方向で構造改善
を通して計画が実行されつつあ
ります。一面においてはグルー
プ化の促進、たとえば通産省が
当初考へた五万錠を最低規模とし
たグループ化といふものが、必ず
しも私の聞き及んでおる限りにお
きましては計画どおりに進行して
いない。そこで紡績の設置制限を
しております法律も、これまた先
般話に出ましたとおりの、来年の
六月をもって自由になつてしま
う。そういったと、こゝに二
年程度にグループ化が急速に進展
すると思われませんし、結果とし
ては、このことが紡績業界の中で
非常な混乱を起すのではないかと
いふ懸念を抱いておるわけにござ
いまして、もとより私は現在の法
律を明年の六月以降も延長すべ
きであるといふ前提に立つての議
論ではありませんが、必ずしも三
本の柱が計画どおりに進行して
いないし、特に申し上げたグル
ープ化が進んでいないとすれば、
そういう面からの混乱が起るの
ではないかという感じがいたします
が、この面についてどのように御
判断をされておるかお答えを
いただきたい。

○政府委員(高橋淑郎君) とり
あえず事務的に御説明をさして
いただきます。確かに構造改善の
三本の柱の一つの規模の適正化、
グループ化、これはおくれ
ております。目下五十万錠、
五グループの結成をみたとい
う現状でございます。あと百
万錠については、ぜひとも
グループ化を進めていか
なければならぬと考へて
おります。昭和四十四年
度から開銀融資が七・五
割の特利ということが
認められて、これを契機
に中小紡績業者のグル
ープ化の機運というの
も出てまいりましたの
で、なかなかむずかしい
実情にはございまして、
何となく業界の方とも
一緒になつて、この
グループ化を進めてい
きたいと思ひます。

○大矢正君 時間が
ございましたので、最後にお尋
ねをする。時間は希望いた
しておきませんが、午
前中の瓜生委員の御質問
にもありましたが、ア
ウトサイダーが今日な
おかなりある。これは業
種全体の構造改善を進
める上において非常に
多くの問題を残すこと
になるのではないかと
考へます。積極的に
ひとつ結果を固める
ような行政的指導を私
は強く希望したいと思
ひます。それからまた
金融面、税制面にお
いて、構造をやるう
としてもやれないよ
うな産地組合なりある
いはその他個々の業者
といふものがあると思
ひます。そういう面につ
いては、さらにどのよ
うな措置を講ずれば
この構改革のペースに
乗るのによいかどうか
といふことを十分検討
していただくと同時に、
金融面、税制面に対
しての配慮を強く希
望いたします。

以上です。
○委員長(八木一郎君) 他に御
発言もなければ、質疑
は尽きたものと認めて
御異議ございませ
んか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(八木一郎君) 御異
議ないと認めま
す。それではこれより
討論に入ります。御
意見のある方は
賛否を明らかに
してお述べを願
います。速記をと
めて。

〔速記中止〕

○委員長(八木一郎君) 速記始めて。

別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(八木一郎君) 全会一致と認めます。

よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(八木一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時二十三分散会

昭和四十四年五月六日印刷

昭和四十四年五月七日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局